

氏名

得点

空欄を穴埋めせよ。

1	日本国民は、正当に選挙された (①) における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、(②) の行為によつて再び (③) の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が (④) に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、(④) の厳粛な信託によるものであつて、その権威は (④) に由来し、その権力は (④) の代表者がこれを行使し、その福利は (④) がこれを享受する。				
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④
①	②	③	④		
2	<p>第一条 天皇は、日本国の (①) であり日本国民統合の (①) であつて、この地位は、(②) の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、(③) の助言と (④) を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>第六条 天皇は、(⑤) の指名に基いて、内閣総理大臣を (⑥) する。</p> <p>2 天皇は、(③) の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を (⑥) する。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④
	①	②	③	④	
<table border="1"> <tr> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	⑤	⑥			
⑤	⑥				
3	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる (①) と、(②) による威嚇又は (②) の行使は、(③) を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の (④) は、これを保持しない。国の (⑤) は、これを認めない。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④
	①	②	③	④	
<table border="1"> <tr> <td>⑤</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	⑤				
⑤					

4

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、(1) ことのできない(2) の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、(3) の下に平等であつて、人種、信条、(4) 、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十五条 2 すべて公務員は、(5) の奉仕者であつて、(6) の奉仕者ではない。

第二十条 (7) の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の(8) の自由は、これを保障する。

第二十二条 何人も、(9) に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十五条 すべて国民は、(10) で(11) な(12) の生活を営む権利を有する。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

5

第四十一条 国会は、国権の(1) であつて、国の唯一の(2) である。

第五十二条 国会の常会は、毎年(3) 回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の(4) 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が(5) されたときは、(5) の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から(6) 日以内に、国会を召集しなければならない。

第六十条 (7) は、さきに衆議院に提出しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する(8) を設ける。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

6	<p>第六十五条 (1) 権は、内閣に属する。</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、(2) でなければならない。内閣は、(1) 権の行使について、(3) に対し連帯して責任を負ふ。</p> <p>第六十七条 内閣総理大臣は、(4) の中から国会の議決で、これを指名する。</p> <p>第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、(5) 日以内に衆議院が解散されない限り、(6) をしなければならない。</p>			
	①	②	③	④
	⑤	⑥		
7	<p>第七十六条 すべて(1) 権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 すべて裁判官は、その(2) に従ひ独立してその職権を行ひ、この(3) 及び(4) にのみ拘束される。</p>			
	①	②	③	④
8	<p>第九十六条 この憲法の改正は、各議院の(1) の(2) 以上の賛成で、国会が、これを(3) し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の(4) 又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p>			
	①	②	③	④
9	<p>第九十八条 この憲法は、国の(1) であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国务に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p>			
	①			

氏名

満点 とれ太

得点

空欄を穴埋めせよ。

1	日本国民は、正当に選挙された (①) における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、(②) の行為によつて再び (③) の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が (④) に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、(④) の厳粛な信託によるものであつて、その権威は (④) に由来し、その権力は (④) の代表者がこれを行使し、その福利は (④) がこれを享受する。				
	<table border="1"> <tr> <td>① 国会</td> <td>② 政府</td> <td>③ 戦争</td> <td>④ 国民</td> </tr> </table>	① 国会	② 政府	③ 戦争	④ 国民
① 国会	② 政府	③ 戦争	④ 国民		
2	<p>第一条 天皇は、日本国の (①) であり日本国民統合の (①) であつて、この地位は、(②) の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、(③) の助言と (④) を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>第六条 天皇は、(⑤) の指名に基いて、内閣総理大臣を (⑥) する。</p> <p>2 天皇は、(③) の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を (⑥) する。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>① 象徴</td> <td>② 主権</td> <td>③ 内閣</td> <td>④ 承認</td> </tr> </table>	① 象徴	② 主権	③ 内閣	④ 承認
	① 象徴	② 主権	③ 内閣	④ 承認	
<table border="1"> <tr> <td>⑤ 国会</td> <td>⑥ 任命</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	⑤ 国会	⑥ 任命			
⑤ 国会	⑥ 任命				
3	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる (①) と、(②) による威嚇又は (②) の行使は、(③) を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の (④) は、これを保持しない。国の (⑤) は、これを認めない。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>① 戦争</td> <td>② 武力</td> <td>③ 国際紛争</td> <td>④ 戦力</td> </tr> </table>	① 戦争	② 武力	③ 国際紛争	④ 戦力
	① 戦争	② 武力	③ 国際紛争	④ 戦力	
<table border="1"> <tr> <td>⑤ 交戦権</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	⑤ 交戦権				
⑤ 交戦権					

4

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、(1) ことのできない(2) の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、(3) の下に平等であつて、人種、信条、(4) 、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十五条 2 すべて公務員は、(5) の奉仕者であつて、(6) の奉仕者ではない。

第二十条 (7) の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の(8) の自由は、これを保障する。

第二十二条 何人も、(9) に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十五条 すべて国民は、(10) で(11) な(12) の生活を営む権利を有する。

① 侵す

② 永久

③ 法

④ 性別

⑤ 全体

⑥ 一部

⑦ 信教

⑧ 表現

⑨ 公共の福祉

⑩ 健康

⑪ 文化的

⑫ 最低限度

5

第四十一条 国会は、国権の(1) であつて、国の唯一の(2) である。

第五十二条 国会の常会は、毎年(3) 回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の(4) 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が(5) されたときは、(5) の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から(6) 日以内に、国会を召集しなければならない。

第六十条 (7) は、さきに衆議院に提出しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する(8) を設ける。

① 最高機関

② 立法機関

③ 1

④ 4分の1

⑤ 解散

⑥ 30

⑦ 予算

⑧ 弾劾裁判所

6	<p>第六十五条 (1) 権は、内閣に属する。</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、(2) でなければならない。内閣は、(1) 権の行使について、(3) に対し連帯して責任を負ふ。</p> <p>第六十七条 内閣総理大臣は、(4) の中から国会の議決で、これを指名する。</p> <p>第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、(5) 日以内に衆議院が解散されない限り、(6) をしなければならない。</p>			
	① 行政	② 文民	③ 国会	④ 国会議員
	⑤ 10	⑥ 総辞職		
7	<p>第七十六条 すべて(1) 権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 すべて裁判官は、その(2) に従ひ独立してその職権を行ひ、この(3) 及び(4) にのみ拘束される。</p>			
	① 司法	② 良心	③ 憲法	④ 法律
8	<p>第九十六条 この憲法の改正は、各議院の(1) の(2) 以上の賛成で、国会が、これを(3) し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の(4) 又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p>			
	① 総議員	② 3分の2	③ 発議	④ 国民投票
9	<p>第九十八条 この憲法は、国の(1) であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国务に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p>			
	① 最高法規			